

広島県告示第三百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成三十年広島県告示第三百三十六号		
所在地		広島県安芸郡坂町横浜中央二丁目及び同町横浜西二丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	尾鷹（七三三）	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	尾鷹（七三三）	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域
		横浜中央二丁目（六二七八）	急傾斜地の崩壊	
		田島（七四六）	急傾斜地の崩壊	
		尾鷹（七三三）	急傾斜地の崩壊	
		横浜中央二丁目（六二七八）	急傾斜地の崩壊	
		田島（七四六）	急傾斜地の崩壊	